トピックス

平成27年度版の厚生労働白書を公表
～希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して～

◆厚生労働省は、平成27年度版の厚生労働白書を公表しました。「人口減少社会を考える～希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して～」というサブ・タイトルが付された同白書では、社会福祉法人や社会福祉施設の数、利用者数の統計データのほか、「人口100人でみた日本」など興味深いものが掲載されています。

過去からの推移等を見ると、今年度は初めて社会福祉法人数が20,000法人を超え（うち厚生労働大臣所管は431法人）た他、社会福祉施設数も約7,500施設増加しており、これにともない、定員数も常勤換算従事者数も増加しています。社会福祉施設のうち公営の施設は19,253施設（全体の約16%）、定員数のうち公営施設の定員は999,832人（全体の約21%）で、民間の社会福祉施設の果たす役割の大きさがうかがえます。（参考：厚生労働省ＨＰ）

「人口100人でみた日本」から抜粋

●保育所に入所しているのは・・・・・1.7人
●障害者は・・・・・・・・・・・・・・6.2人
●介護サービスを受けているのは・・・4.0人
◎生活習慣病の人は・・・・・・・・・12.6人
◎喫煙者は・・・・・・・・・・・・・・(男性)12.8人
(女性)3.5人

土地・建物の一括賃借による特養設置を容認へ～厚労省～

◆去る11月10日、2016年春を目途に厚労省が、特別養護老人ホームを借りた建物で運営することを認める方針であるとの報道がありました。

特別養護老人ホームは第１種社会福祉事業であるため規制が厳しく、公立以外では社会福祉法人だけにその運営が区別区域法（平成15年４月１日施行／「特区法」）において、公設民営方式またはＰＦＩ方式による株式会社等の運営を認められ始められています。

このたびの規制緩和は、高齢者が増える東京都などの都市部に限って規制を緩める方針で、地主が所有する土地に特養を建設し、土地と建物を一括で社福に賃貸する仕組みを認めることにより、増設を促すのが目的です。

これによって、土地所有者にとっても相続税対策として活用できるメリットがあると考えられているとともに、社福側にとっても初期投資費用や巨額の借入を抑制できるほか、行政にとっても施設整備の補助金を考慮する必要がないなど、様々な効果が期待されています。

特養の設置要件については、これまでも民間企業への解禁等について議論されてきましたが、今後この制度が実施された際には、都市部を中心にどの程度活用されていくかに注目が集まっています。（参考：日経新聞）

＜ＰＦＩとは＞
“Private Finance Initiative”の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

	平成25年	平成26年
社会福祉法人数	19,810法人	20,067法人
社会福祉施設数	110,670施設	118,238施設
利用者定員数	4,397,135人	4,623,999人
常勤換算従事者数	804,149人	839,702人

（４月１日現在、常勤換算従事者は前年10月１日現在）

26年度分経営分析参考指標公表
～(独)福祉医療機構～

◆社会福祉法人の決算書を用いた「経営分析参考指標」(以下「指標」と言う。)を毎年公表している(独)福祉医療機構(以下「機構」という。)は11月４日、平成26年度決算分(平成26年４月１日～平成27年３月31日）の決算書に基づく指標を公表しました。

指標は、機構の貸付先の決算書をもとに毎年集計して公表しているもので、これまでは特養、老健、病院、ケアハウス、保育所の５つの施設種別についてデータ集計していましたが、今年度からは障害福祉サービスなどの種別を加えただけでなく、社会福祉法人単位での集計も行われているのが大きな特徴です。

一部のダイジェスト版は機構ホームページですでに公開されているほか、12月中旬から全データの販売が始まる予定ですので、ご希望の方は機構ＨＰの申込フォームをご利用ください。（参考：(独)福祉医療機構ＨＰ）

≪平成26年度版　経営分析参考指標の構成≫
●分析事業種別
・特別養護老人ホーム
・軽費老人ホーム（ケアハウス）
・保育所
・障がい福祉サービス【新規発行】
・病院
・介護老人保健施設
●分析法人種別
・社会福祉法人【新規発行】
・医療法人【新規発行】